

平成31年4月8日

坂中学校保護者の皆様

坂町立坂中学校
校長 山田祐樹

「気象警報」等が発令されたときの対応について

平素より、学校の教育活動に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、坂町では、『小・中学校自然災害防止等安全対策要綱』を作成し、「気象警報」等が発令されたときの対応を定めています。

しかし、昨年7月の西日本豪雨の影響により、現在、「避難勧告等の発令基準」が「1 大雨注意報が発表され、かつ、地中にたまった雨量が大雨注意報の基準を超えて降雨が継続する見込みである場合」「2 大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）を発表する可能性がある場合」に避難準備をすると変更されています。

学校といたしましては、子どもたちの安全を第一に考え、坂町の基準に照らし合わせて対応させていただきたいと思えます。具体的には、従来の「大雨・洪水・暴風・高潮」のいずれかの警報が出ていた場合に加えて、大雨注意報が出された場合でも、自宅待機等の対応をとる場合があることをご理解ください。大雨注意報により自宅待機等の対応をとる場合については、一斉メールによりお知らせいたします。

なお、この基準については当面の間の措置とし、砂防ダムが整備されるなどして坂町の基準が変更になりましたら、同様に変更したいと考えております。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

① 午前7時の時点で、警報発令中の場合は…自宅待機

- 午前7時の時点で、坂町または、広島県全域に気象情報で警報が1つでも発令されている場合は、生徒の安全確保のために、自宅待機とします。
- 自宅待機となる場合は、「大雨・洪水・暴風・高潮」のいずれかの警報が発令された場合とします。
- 大雨注意報が発令された時でも、自宅待機となる場合があります。
- 午前7時の定時放送後及び7時10分に町内放送で周知します。（2回放送）
※大雨注意報により自宅待機となる場合は、町内放送に間に合わない場合があります。一斉メールによりお知らせします。
- 午前7時から登校時間までに、上記の警報等が発令された場合は学校及び自宅において待機とします。

② 午前11時の時点で、警報継続中の場合は…臨時休校

- 午前11時までに警報（大雨注意報による避難準備も含む）が解除されない場合は、臨時休校とし、午前11時に町内放送で周知するとともに、一斉メールによりお知らせします。

③ 午前11時までに警報が解除された場合で避難準備も解除された場合

- 午前11時に町内放送で周知するとともに、一斉メールによりお知らせします。自宅で昼食を済ませ、12時45分頃から午後1時15分までに登校させてください。
- 午前9時に警報が解除の場合も、登校は午後1時15分となります。ご注意ください。

④ 登校後において、警報（大雨注意報による避難準備も含む）が発令された場合

- 状況に応じて「学校待機」「授業打ち切り」「集団下校」「保護者による迎え」などの措置を行います。